

日本陸軍の武器輸出と対中國政策について —「帝國中華民國兵器同盟策」を中心として—

横山久幸

はじめに

武器輸出は先ごろ話題になつたアメリカ合衆国による台湾へのイージス艦譲渡問題に見られるように、輸出入両当事国の安全保障戦略に重大な影響を及ぼす要素となつてゐる。その一方で、北朝鮮がミサイル発射実験を延期しても輸出は継続すると表明した例のように、一国の有力な外貨獲得の手段となり、これが不安定性を拡散する要因となつてゐる。武器輸出は今日、武器の移転・拡散問題として扱われ、依然として、世界の平和と安定にとつて極めて重要な課題となつてゐる。そこで武器の移転・拡散問題を輸出国側から見れば、輸入国に対する政治的・軍事的影響力の拡大といった安全保障・外交政策の側面と、国内の軍事産業の育成・維持あるいは外貨獲得といった通商・産業政策上の側面を有している。そして、実際には、その国の置かれた状況によつて、この両側面が相互に絡み合いながら展開されることになる。⁽¹⁾

武器移転・拡散問題に関する我が国の研究は、「武器輸出三原

則」以来、武器輸出を厳しく制限している政策上の方針などもあり、諸外国に比べて極めて少ない。特に、戦前の我が国の武器輸出を扱つた研究は、「武器輸出の系譜」と題する芥川哲士の六本の論文が唯一のものである。⁽²⁾ 芥川は日本陸軍が行つた武器輸出について、輸出を開始した明治後期から第一次世界大戦までを対象として、一次資料を基に輸出の品目、数量、輸出先などを丹念に調べ上げ、その実態を明らかにしている。しかし、輸入国に対する軍事的影響力の確保や自国の安全保障といった国防・外交政策の観点からの検討はなされていない。

本稿では、陸軍が行つた武器輸出に関連する「帝國中華民國兵器同盟策」を取り上げ、第一に、中国向け武器輸出が当時の東アジア軍事情勢のなかで、如何なる意味をもつていたのか、第二に、この「兵器同盟策」が当時の対中政策として特筆される対華二十一ヶ条の要求とどのような係わりをもつっていたのかを考察する。なお、この「兵器同盟策」を取り上げる理由は、そこに示さ

れた対中構想が陸軍の行つた武器輸出政策の転換点となつたからである。陸軍の武器輸出は、当初、軍事産業の維持と中国市場の拡大を目的としていた。しかし、辛亥革命が勃発すると、武器輸出が対中政策絡みで、武器援助として中国に対する軍事的影響力の確保という意味合いを持ち始めていた。⁽⁴⁾ そうしたなか、第一次世界大戦直前の大正三年二月に陸軍省兵器局長であつた筑紫熊七の名で、中国問題に関する意見書として、この「兵器同盟策」が外務省に提出された。ここに示された武器輸出構想が大戦勃発によつて対華二十一ヶ条の要求に盛り込まれ、国防・外交政策の一環として位置付けられることになった。

一 日露戦争後の武器輸出と泰平組合の設立

芥川の研究によると、最初に海を渡つた日本陸軍の現用兵器は、明治三十三年に外務省の要請で清国の日本視察員に寄贈した三十年式歩兵銃一挺と実弾五〇発であつたとされる。しかし、これは政府間の贈与行為であり、武器輸出には該当しない。武器輸出としては、同年末に三井物産が陸軍省の払い下げを受けて、韓国に三十年式歩兵銃一万挺を引き渡したのが最初である。その後、武器輸出は微々たるものであつたが、明治三十六年頃から増え始め、輸出件数は前年が五件であつたのに対し一五件に増えた。輸出された武器は、三十年式歩兵銃、二十六年式拳銃などの小口径火器であり、輸出先は清国、韓国、タイなどであるが、大

半は清国向けであつた。輸出業者としては、先の三井のほか、大倉組、高田商会といつた商社が競つていた。⁽⁵⁾ 商社による武器輸出は日露戦争時にも行われ、終戦の翌年には輸出件数が八九件以上になり、前年の三倍以上の伸びを示した。また、主な輸出先は依然として清国であり、三十年式歩兵銃などの小口径火器のほか、この頃から三十年式速射野（山）砲、九サンチ白砲などの火砲も増え始めた。⁽⁶⁾

これらの武器は、陸軍の東京砲兵工廠と大阪砲兵工廠で製造されていた。両工廠は明治十二年に創設され、その後、徐々に規模を拡張し、日清・日露両戦争を経て、生産能力を飛躍的に拡大していった。⁽⁷⁾ 講和が成立すると、武器輸出が伸びているとはいえ、両工廠の生産能力の維持が問題となつた。このため、陸軍は明治三十九年に武器市場の視察と将来の兵器売り込みのために、当時、東京砲兵工廠小銃製造所長であつた南部麒次郎を清国に派遣した。南部は帰国後、「南清視察二就テノ所見」をまとめ、「遊説武官ヲ派遣スルコト」の緊急性と「兵器商人ノ合同」の必要性を説いた。また、東京砲兵工廠提理の西村精一は、職工の技量維持と戦時生産能力の確保のためには、海外に兵器を輸出すること以外に適当な策がないことを陸軍大臣に進言した。⁽⁸⁾

このため、陸軍省は砲兵工廠の生産能力の維持と清国での武器市場拡大を目指して動き出すことになつた。陸軍省は三井、大倉、高田との協議を経て、明治四十一年六月四日に寺内正毅陸相

名で「東京及大阪砲兵工廠製造ノ兵器及屬品（旧式兵器ヲ除ク）ヲ外國ニ賣込ムコトヲ三社ニ一任スル」とした訓示書を三社に送付した。続いて、六月十日に三社の代表者名による組合契約書謄本が提出され、武器輸出の合同組合として「泰平組合」が結成された⁽⁹⁾。なお、訓示書のなかで泰平組合が輸出することになる武器に関し、「旧式兵器ヲ除ク」と指定していた。

陸軍省は泰平組合の結成に伴い、東京・大阪両砲兵工廠提理と在清国公使館付武官の青木宣純に対し通牒を発した。特に、青木に対しても、これまで三社が個別に行つていた清国への武器輸出は、陸軍大臣の訓示をもつて、「兵器賣込ノ為特ニ合同組合ヲ組織シ兵器ノ賣込ハ右組合ニ一任スルコト」にしたので、「自今右組合ニ対シ相当ノ便宜ヲ與ヘ」⁽¹⁰⁾ るよう指示した。陸軍省による泰平組合支援の姿勢は、青木から「陸軍省ヨリ直接新式兵器ノ払下げヲ受ケ度清国當局ノ希望ニ関スル照会」があつたときに明確に現れている。陸軍省は、清国への直接譲渡は困難であり、泰平組合に「可成廉價且確実ニ賣込マシムルコトニハ精々配意」すると青木に応えた。また、技術將校養成のために武官を日本の工廠製造所に業務実習をさせることを希望した清国側の要請に対しても、「将来多數兵器ノ賣買契約成立ノ際詮議」するとかわした⁽¹¹⁾。

こうして、陸軍省は国内商社間の競争を排して売り込み組織の一本化を図り、清国での泰平組合の売り込み活動に全面的な支援を与え、官民一体となつた武器輸出体制を作り上げていった⁽¹²⁾。し

かし、こうした陸軍の肩入れにもかかわらず、その後の清国向け武器輸出は、クルツップ社を始めとする大資本力を背景にしたドイツの売り込み攻勢の前に衰退の一途をたどつた⁽¹³⁾。

二 辛亥革命と武器輸出政策の萌芽

辛亥革命による武器の需要増大は、陸軍にとつて清国市場での劣勢を挽回する好機であると同時に、砲兵工廠の生産力維持を目的としたそれまでの武器輸出に外交政策的な要素を持たせることになった。一九一一（明治四十四）年十月十日に革命が勃発すると、清朝政府は十三日に青木を通じて、砲弾約三〇万発、小銃弾六四〇〇万発、小銃一万六〇〇挺を至急購入したいと申し入れ⁽¹⁴⁾ てきた。これに対し、日本政府は公使館を通じて、清朝政府が革命軍討伐のために必要とする銃砲弾薬の援助を行う用意があることを回答した。しかし、この時の武器援助は、「本邦商人ヲシテ右ノ供給ヲナサシムル爲十分ノ助力ヲ與フル」というもので⁽¹⁵⁾、「本邦商人」とは泰平組合を指し、これまで陸軍が行つてきた武器輸出の範疇を出るものではなかつた。

泰平組合は政府の武器援助の方針を受けて、十月二十三日に清國陸軍部と武器売買契約を結び、数量及び価格条件を定めた。この契約に基づく武器の輸出総額は約二七三万円に上り、引き渡しはそれぞれの品目の三分の一が契約成立日から三週間以内に、残りの三分の二を四週間以内とした⁽¹⁶⁾。引き渡しは契約どおりに履行

されたが、武器代金の支払いは、三分割のうち第一回分が支払われただけで、残りは中華民国政府に引き継がれた。これが後述する革命軍の未払い分とともに、対華二十一ヶ条の要求の背景ともなつた。⁽¹⁸⁾ また、陸軍省はこの清国陸軍部向けのほかに、奉天軍機関局向けに三十年式小銃実弾五〇〇万発、三十八年式弾底信管四五〇〇発、三十一年式速射砲榴弾炸薬四五〇〇発などの払い下げを行つてゐる。⁽¹⁹⁾ さらに、泰平組合とは別に大倉組を経由して、清国向けに戦利露國小銃三万七四八〇挺、同実弾三二六〇万発を払い下げてゐる。⁽²⁰⁾

辛亥革命直後の清国向けの武器輸出はこの三件であるが、清朝政府の要請に基づづく武器援助として行われたのは、先の泰平組合による清国陸軍部への一件だけであつた。しかも、陸軍は清朝政府の援助要請に対し、石本新六陸相を始めとして積極的な干渉姿勢を示したが、それは満州への単独出兵あるいは北清への共同出兵という出兵構想であつた。⁽²¹⁾ これらのことは、当時の陸軍が武器輸出を外交政策的な意味での援助に用いることには必ずしも積極的ではなく、清朝政府からの武器援助要請を単に輸出市場拡大の好機と見ていたことを示すものといえる。

次いで、日本政府は十月二十四日に対清政策に関する根本方針を閣議決定した。しかし、この根本方針は先の泰平組合を通じた武器援助には一切触れず、清朝政府と革命軍のいずれを支援するのかについての態度も明確にしていなかつた。むしろ、前内閣か

ら引き継いだ満州問題の根本的解決を一時棚上げしても、この機に中国本土における日本の優位を確保するため、清朝政府に対しでは「感情ヲ融和シ彼ヲシテ我ニ信頼セシムルノ方策」をとり、その一方で、革命軍に対しても一応好意的な態度を示しておくと、いうものであつた。⁽²²⁾

革命勃発当初の清朝政府一辺倒の姿勢から革命軍にも援助を行う態度に変わった背景には、参謀本部が革命軍にも武器を送ろうとして、原敬内相に働きかけたことが作用してゐた。⁽²³⁾

参謀本部の革命軍に対する援助の考えは、宇都宮太郎第二部長が革命勃発直後にまとめた「対支那私見」に見ることができる。宇都宮は、清朝政府による革命の收拾は膨大な国土と人口からして困難であり、この内乱の拡大によつて「満漢二族」による国家分立の可能性があると考えていた。このため、一方で清朝政府をある程度援助し、他方、内密に革命軍をも援助して時期を見て調停して国家を二分し、これによつて満州問題を解決するとともに二国とは特殊な関係を結ぶという考えを持つてゐた。⁽²⁴⁾ また、由比光衛第一部長は、後に陸軍大臣として二個師団増設を要求した対中政策積極派の上原勇作に宛てた明治四十五年一月十二日付の書簡で、「南北を操縦する等の奇抜なる策」に出なかつたことを遺憾の極みであると批判している。また、黒龍会同人の本城安太郎は、十二月十五日に上原に宛てて、ようやく陸軍が田中義一軍務局長を通じて革

命軍に武器援助を始めたことを伝えている⁽²⁵⁾。

あつた。

革命軍へ供給された武器については、小銃七万一四〇〇挺乃至六万八〇〇〇挺、同実弾二八〇〇万発乃至三四〇〇万発、機関銃六門、山砲六門、同砲弾五〇〇〇発などとする説⁽²⁶⁾や、戦利露國小銃、村田銃といった不用乃至旧式小銃二万二〇〇〇挺、同実弾二〇〇〇万発とする説がある⁽²⁷⁾が、いずれも定かではない。また、これらに対する支払いは、革命軍側にその能力がなかつたことから、日本政府からの借款の形をとつた。これが対華二十一ヶ条の要求の際に、南方利権に絡む漢冶萍煤鐵公司との日中合弁問題などの背景となつた⁽²⁸⁾。

この時期の中国市場を巡る日本とドイツの武器輸出競争を、本城は同じ上原宛書簡のなかで、「支那内乱独逸本腰にて北京軍を援助、我日本は半腰的遠慮勝の弱腰にて革命軍に力を効し」ており、「公然言明せば日本と独逸の尻押戦争の感」があると記している。これは、ドイツとの市場獲得競争の熾烈さを物語るものではあるが、実際には、日本は清朝政府と革命軍双方に好意を示すという曖昧な態度をとつていた。しかも、武器援助をあくまで商行為としての市場拡大を目論む陸軍省と、それによつて軍事的な影響力を革命軍に扶植しようとする参謀本部が対立していた。しかし、中国向け武器輸出は、革命が下火になると極端に減少していった。革命の翌年の明治四十五年にはまったく行われず、翌年の大正二年は三十年式小銃実弾二〇〇万発など僅かに二件で

三 「帝国中華民国兵器同盟策」と第一次世界大戦の勃発

(一) 「帝国中華民国兵器同盟策」と対中構想

革命が袁世凱によつて収束に向うと、日本の対中政策はイギリスとの協調路線をとり、明治四十五年三月に米英仏独からなる四国借款團と改革借款に参加し、列国とともに袁政権の財政を支えることになつた。しかし、資本力に乏しい日本は政治的な發言力が弱く、経済的権利もさほど拡大させることができないでいた。

この状況に不満を抱く参謀本部などは、列国に支えられている袁政権を弱体化させようとして、武器援助による革命派支援を行つたことはすでに述べた。一方、革命軍に対する秘密裏の援助を排して、列国とともに袁政権に十分かつ一貫した支援を行い、日中提携を実現すべきであるとの考えもあつた⁽³⁰⁾。

この二つの相反する考えは、当時の対中政策のジレンマを如実に物語つてゐる。それは、対袁援助を実施しても、列国支援のなかで袁政権を親日化する効果を持ち得るかどうか、また、列国から孤立することを賭してまでも革命派を支援する価値があるかどうかという疑問であつた⁽³¹⁾。ここに第三の方策として登場してきたのが筑紫の「帝国中華民国兵器同盟策」であつたと見ることができる。

この「兵器同盟策」の意図は、中国に対して「本邦製造ノ兵

器」を使用させるようすれば、「其ノ供給補充ノ策源地ハ帝国ノ内地」に存在するために、「施テ支那陸軍ノ強弱ヲ左右シ終ニ彼ヲ帝国ノ行動ニ合致スルノ止ムヲ得サルニ至ラシムル」ように仕向けることにあつた。すなわち、武器援助を通じて相手国の軍備と戦闘能力をコントロールし、最終的には日本陸軍と協同行動をとらせるようによよとするものであつた。そして、日本が新式兵器を実費で援助する代わりに、次の条件を中国側が呑むよう要求していた。すなわち、第一に、「民国陸軍ノ兵器ハ漸次帝國陸軍ノ兵器ニ更新スルコト」、第二に、「兵器ノ原料ヲ産出スル礦山及山林ノ採掘伐採ニ一関シ帝国政府ノ優先権ヲ認ムルコト」、第三に「兵器製造場ノ新設若ハ再興ニ当リ帝国政府ノ指導及補助ヲ求ムルコト」であつた。⁽³²⁾

第一の要求は、武器援助を通じた兵器同盟であれば当然のことといえるが、むしろ、要求の真意は、第二と第三の兵器製造のための資源確保と兵器生産機関への介入にあつたと見ることができ。このことは、これを実現する具体案として記された「帝國中華民国兵器同盟内容ノ大要」が物語っている。それには、第一案（甲）として「漢陽兵器製造所ヲ漢治萍煤鐵公司ニ合併スル案」、同（乙）として「漢陽兵器製造所拡張案」、第二案として「奉天兵器製造所設置案」、第三案として「支那軍隊所要兵器壳込ニ関スル計画案」が示されている。⁽³³⁾

第一案（甲）は、官営の漢陽兵器製造所を民業に移し、漢治萍

煤鐵公司に払い下げるることを中華民国政府に承認させる、これに要する費用を日本政府が漢治萍煤鐵公司に貸し付け、担保としては漢陽兵器製造所の全財産を提供する、その上で、漢陽兵器製造所は、湖南、湖北など八省屯在約二一個師団分の兵器の製造・供給並びに修理を行う、兵器の部品・材料は、日本工廠製を使用する、兵器の更新は、日本政府の承認を経た中華民国政府の計画に基づき漸次日本式に切り替える、貸付元金の償還は、毎年「生鉄」、すなわち銑鉄を日本の製鉄所に渡し、その製鉄所が代金の肩代わりを行うなどを内容としていた。また、同（乙）は、漢陽兵器製造所を復旧拡張して作業力を増大する、そのための費用は、日本政府が中華民国政府に貸し付け、担保として漢陽兵器製造所を提供する、兵器製造所の作業及び会計顧問に日本官吏を雇用するなどというものであつた。⁽³⁴⁾

第二案は、東三省及び北支那屯在約二〇個師団の兵器の整備・補給を行うため、奉天に中華民国直営の兵器製造所を設置し、旧式兵器を漸次日本制式の奉天製に更新する、兵器の部品・材料は、日本工廠製を使用する、設立経費は日本政府が貸し付け、担保として奉天兵器製造所を日本政府に提供するほか、採掘権（場所は未定）を譲与することなどを内容としていた。

第三案は、既設部隊保有の兵器更新及び新設部隊の整備に必要な兵器について、中華民国の兵器製造所が供給するもののほか、すべて日本工廠製を使用する、兵器の輸出業務は泰平組合が行う

というものであつた。具体的には、中華民国陸軍の二〇個師団の主要兵器、歩兵銃（一個師団分を一万挺と仮定）、野（山）砲（同三六門）を一〇年計画で日本製に更新する、日本政府はこれらを原価で供給し、支払いを五年間据え置く、代わりに中華民国政府は日本の要求する利権を分与することなどを内容としていた。また、この第三案には契約成立に伴い日本政府が負担すべき経費が見積られており、初年度は、兵器弾薬費二個師団分約一三〇万円、中華民国政府官吏への贈与金約一五〇万円、次年度以降、契約終了までは毎年兵器弾薬費を約一三〇万円としていた。さらに、別表として、兵器の所要数量と価格表、收支計算書までもが添えられていた。なお、経費見積りに中華民国官吏への贈与が計上され、それが二個師団分の兵器弾薬費よりも多額に上つていることは、ドイツとの兵器売り込み競争を演じている中国市場の特徴を示すものであろう。

これら三案について、先行研究の「武器輸出の系譜」では、当時、陸軍内で検討されたさまざまな兵器同盟案を集大成した観があり、各案のなかで第三案が最も詳細であるところから筑紫の関心もここにあつたと指摘している。そして、第三案は中国軍隊の兵器を日本製に統一するとともに、中国武器市場の独占を確立するという一石二鳥を狙つた妙案であり、陸軍はもちろん、政府も賛成したと思われ、爾後の日本の中國向け武器輸出政策が第三案に沿つて進められることになつたと論じている。⁽³⁵⁾ 各案とも中国の

武器市場を席捲するドイツの勢いに危機感を抱き、これを阻止して日本の独占を目指すという点において共通しており、当時の陸軍内のさまざまな案をまとめたものであることは間違いないところである⁽³⁶⁾。また、第三案はその内容が具体的かつ詳細にわたっていることから、武器輸出を担当していた兵器局が作成したものであろう。しかし、第三案は武器援助の手段という点で、第一案及び第二案とは明らかに異なつており、筑紫の立場が兵器局長とはいえ、「最も詳細であるところから筑紫の関心もここにあつた」として、第三案を「兵器同盟策」の核心をなす案と見ることには疑問が残る。

第一案と第二案は武器援助そのものよりも「貸付」を手段としている。これは、中国軍の武器を日本制式に統一すること以上に、日本の資金を注入し、かつ兵器製造に必要な部品や材料を供給することによって、中国の兵器生産機能を支配下に置き、日本の兵器工廠と有機的に結合させることを目的としていたといえる。しかも、第一案は湖南、湖北、江西、安徽、河南、陝西、甘肃、四川といった武漢を中心とする八省の軍事力に、第二案は東三省及び北支那の軍事力に対する影響力を確保しようとしていた。すなわち、北京政府の支配地域と革命派である南京政府の支配地域のいずれかに軍事的影響力を持つとしている意図がうかがえ、宇都宮らの唱える参謀本部の「中国分立論」に通じるものがある。

さらに、この二つの案の背景を見ると、まず、第一案の漢治萍煤鉄公司に関しては、辛亥革命後に南京臨時政府の臨時大總統に就任した孫文の要請を受けて、三井物産が同公司を日中合弁とすることを条件に武器購入のための借款に応じたが、後に南京政府内部の強硬な反対によつて日中合弁を撤回された経緯がある。⁽³⁷⁾ 三井は借款に際して、内田外相と西園寺首相の諒解を求めている。

三井のこうした動きは、辛亥革命後のイギリスとの協調による対中政策の失敗が明治四十四年末には明らかとなり、南京臨時政府が成立した以降に日本政府が中国本土、特に揚子江方面での個別的經濟權益獲得へと目標を転換したことと関連している。日本政府が革命勃発早々に參謀本部と民間が行つてゐた革命軍への武器援助を認めていたことはすでに述べたが、この目標の転換によつて、これまで主に民間によつて行われてきた革命軍への資金援助を政府自らが行うことに決定し、三井、大倉を通じて借款を始め⁽³⁸⁾。この借款が南方利権獲得の基盤となり、借款返済とともに日中合弁問題として対華二十一ヶ条の要求へと引き継がれていった。

また、第二案の奉天兵器製造所設置案の根底には、大正元年に陸軍が要求した二個師団増設案が未解決のまま推移していることがあつたと見ることができる。陸軍が師団増設を要求した理由は、第一に、ロシアの極東における鉄道網の整備が完了しつつあること、第二に、清朝政府の崩壊によつて、ロシアの軍事力に対

する一障壁が消滅した一方で、大陸進出の好機が到来したことであつた。いずれの理由にせよ、陸軍にとつては大陸における軍事力の増強を要請するものであり、緊急の課題として提起された。⁽³⁹⁾ しかし、この師団増設案は閣議で否決されて、上原陸相が辞職し、その後も、この問題は歴代内閣によつて拒否され続けた。

この時期、ロシアの脅威に備えるにしろ、満州への軍事的影響力を拡大するにしろ、満州における日本の軍事的影響力は依然として微々たるものであつた。当時、南滿州公主領に置かれていた独立守備隊司令官であつた小池安之は、大正二年七月に上原に宛てた書簡で、「南滿州乃至内蒙は当然帝国の勢力範囲なるも何等施設する所なく」、次第に日本の勢力が萎縮しつつある感があると述べている。さらに小池は、翌年七月にも「渡満以来已に一年有半、時日決して短少に非らず、此間帝国の満蒙に対する施設見るべきものなく」と嘆いている。⁽⁴⁰⁾ 滿州政策に対するこうした陸軍の不満と師団増設未解決に伴うロシアに対する危機感が「奉天兵器製造所設置案」として盛り込まれたといえる。

これに対しても、第三案の「支那軍隊所要兵器売込二関スル計画案」は、いかにその記述が詳細であつても、それまで陸軍が泰平組合を通じて行つてきた中国向け武器輸出の延長線上にあり、いわば「武器売買契約」の範疇を出るものではない。したがつて、「兵器同盟策」を提案した筑紫ら陸軍の対中政策積極派の狙いは、中国への軍事的影響力の拡大を目指した第一案あるいは第二

案の実現にあつたといえる。しかも、その軍事的影響力の確保は武器輸出によつてではなく、中国の兵器生産能力を支配することによつて達成しようとするものであつた。

次に、この「兵器同盟策」の各案を見ると、供給するとした兵器の數量をいづれの案も約二〇個師団分としていることが共通している。この師団数には、次のような意味があつたのではないかと思われる。

陸軍の軍備は明治四十年に策定された帝国国防方針によつて、所要兵力を平時二五個師団、戦時五〇個師団を整備することになつた。この目標を達成するために、当初、常備一九個師団を整備し、残り六個師団については財政状況を勘案して実施することになつた。⁽⁴¹⁾しかし、その後の財政難によつて充実計画は容易に進まなかつた。これに対し、ロシア軍は日露戦争の敗戦から立ち直りつゝあり、鉄道網の整備とともに、大正五年頃までには約三五個軍団、七〇個師団相当の戦力を極東に投入することが可能になると見られていた。⁽⁴²⁾このロシアの戦力回復は明治四十年の帝国国防方針で決定した平時二五個師団体制の完整性を急ぐ必要があつた。このため、二個師団増設が緊急の課題となつたことはすでに述べた。

しかし、その一方で、仮に平時二五個師団体制が完成し、戦時五〇個師団の動員が可能になつたとしても、ロシアの七〇個師団

に対抗するためには、さらに二〇個師団が不足することになる。この戦力不足をいかに補うかも当然重大な問題であつたはずである。事実、ロシアの戦力回復に危機感を抱いた山県有朋は、明治四十四年に「我が陸軍戦闘能力ヲ増加スルヲ要スル議」を提出している。そのなかで、山県は日本の国力で整備できる限界を五〇個師団と考え、この師団の「質」を強化することで、ロシアの七〇個師団に対抗することを主張している。⁽⁴³⁾こうした絶対的戦力不足の問題から見れば、「兵器同盟策」が武器援助を行うとした二〇個師団相当分の中国軍は帝国国防方針で定めた「量」の不足を補完するものであつたと解することができる。

それ故、「兵器同盟策」は冒頭で次のように述べている。すなわち、「東洋ノ平和ノ覇權ハ帝國ノ自任シテ掌握スル所タラサル可ラス」と東アジア地域の安全保障体制を確立することが日本の責務であることを説き、今日の不安定要因が中国を巡つて列国間で繰り広げられる領土、利権獲得競争にある、そして、満州方面に発展しようとする日本は、ロシアの南進策に対しして確乎たる決心をもつて臨み、「東洋ノ過機」を永遠に取り除いて、「平和ノ霸權」を確実に掌握する手段を講じなければならぬとしている。そのための方策が中国との「兵器同盟策」であり、「増師固ヨリ急務ナリ中華民国ト兵器同盟ノ密約ヲ締結スルノ議亦之ト相讓ラサル焦眉ノ提案」とその必要性を説いている。⁽⁴⁴⁾したがつて、この同盟策はロシアを仮想敵とした日中攻守同盟による中国への

軍事的影響力の確保を目的としており、併せて中国武器市場を巡るドイツとの確執で絶対的優位に立つという、まさに一石三鳥を狙つた建議であつたといえる。

しかし、中国への軍事的影響力を確保しようとしたこの対中構想は、列国との協調を重視する当時の日本政府のなかでは取り上げられることはなかつた。こうしたなか、第一次世界大戦の勃発によつて、「兵器同盟策」の構想は、中国問題を一举に解決しようとする動きのなかで外交政策の一つとして組み込まれることになつた。

(二) 第一次世界大戦の勃発と兵器同盟策

対中政策に苦慮する日本にとって、一九一四（大正三）年七月に勃発した第一次世界大戦は元老の井上馨によつて「大正新時代ノ天佑」と呼ばれた。その意味するところは、大戦によつて欧州の列国が中国からの後退を余儀なくされ、歐米の資本に依存しつつ、列国間の対立を利用して袁政権を弱体化させることになつた。その結果、日本の対中政策を制約していた欧米列国の牽制、中国の抵抗、日本の経済力の脆弱性がいづれも緩和されることになつた。しかも、日本の対中政策を巡る政治的対立は、第二次大隈内閣の成立によつて、対中積極派が台頭しており、大戦の勃発によつて一層確実なものとなつていつた。⁽⁴⁵⁾

陸軍は大戦の勃発という事態に際して、中国との兵器同盟をど

のように見ていたのであろうか。八月に北京公使館付武官として赴任した町田經宇は、九月二十一日に「歐洲大戦ニ当リ我国ガ中國ニ於イテ獲得スベキ事項ニ関スル意見」を外務次官宛に送つてゐる。そのなかの「時局ニ関スル私見」で、町田は、満蒙における利権の強化と北京政府への影響力確保に関する具体策で兵器同盟に触れ、次のように述べてゐる。すなわち、「日支經濟同盟兵器同盟ノ精神ニ基ク企業」を設立して日中の經濟的相互依存を深め、「軍事上ノ連鎖ヲ鞏固ナラシムル」ようにすれば、中国をして日本の要求に応じさせることが可能であり、日中經濟同盟、兵器同盟の真の目的は「離ルレハ損アリ合スレハ利アルノ勢ヲ成立」させる日中提携の強化にあるとしている。そして、陸軍当局の宿望の計画である日中兵器同盟を成立させて、「銃砲弾薬其他ノ器具材料ノ經濟的製作並ニ共通的供給ノ歩武ヲ進ムル」ことが必要であると説いてゐる。⁽⁴⁶⁾ すなわち、町田が考える兵器同盟とは、軍事産業の提携を通じて日中間の兵器生産の經濟性を高めると同時に、兵器制式の統一によつて相互運用性を確保しようとするものであつたことがわかる。

町田の中国問題解決に関する日中提携の考えは、当時の陸軍で主流を占めることになる。明石元二郎参謀次長も岡市之助陸相に同様の意見を述べ、また、田中義一も中国との協商案を提示してゐた。この三者の意見はいづれも満州権益の強化、軍事に対する一定の監督権の獲得、中国本土における利権の獲得を含むもので

あり⁽⁴⁷⁾、「兵器同盟策」の第一案と第二案の目的と相通じるものがある。

陸軍の経済・兵器同盟による日中提携の要求は、岡陸相の「日支交渉事項覚書」として、大正三年十一月に内閣に提出された。この覚書は全八項からなり、そのなかの兵器同盟に関する事項は、「軍事ノ改善、兵器ノ製造ハ日本ノ指導ヲ受クルベキコト」とあり⁽⁴⁸⁾、「兵器同盟策」や町田らの提言とその内容が共通していることがわかる。そして、この覚書が対華二十一ヶ条の要求に取り込まれていった。

四 「兵器同盟策」の挫折と中国の反発

対華二十一ヶ条の要求は、大正四年一月十八日に中国側に手交された。この要求を「兵器同盟策」との関連で見ると、第三号に「漢治萍煤鉄公司」に関する事項が、第五号の四に「兵器同盟」に関する事項が盛り込まれている⁽⁴⁹⁾。

まず、漢治萍煤鉄公司に関する事項には、日本の資本家と漢治萍煤鉄公司との間の密接な関係を顧みて、将来、同公司を日中合弁とすること、公司の権利財産を無断で処分しないこと、債権保護のため鉱山採掘権を無断で譲渡しないことが記されている。そして、この要求はそれまでの漢治萍煤鉄公司との関係を考慮して、日中共通の利益を増進することを目的とし、特に新規に要求するものではないとしている。確かに、同公司と日本の間には先

に述べた借款問題があり、「兵器同盟策」でも漢陽兵器製造所の買収に伴う資本の受け入れを要求していた。

また、兵器同盟に関する事項は、日本から一定数量以上の兵器の供給を仰ぐか、もしくは日中合弁の兵器廠を設立して日本から技師の招聘と材料の供給を受けることとしている。対華二十一ヶ条の要求に見られる兵器同盟は、「兵器同盟策」にあつた第一案の漢陽兵器製造所の民営化や第二案の中国政府直営の奉天兵器製造所新設に伴う資金の貸付けよりも、さらに踏み込んで日中合弁の兵器廠の設立を要求している。そこに町田らが唱えた日中經濟・兵器同盟による日中提携論が反映されている。また、日本から一定数量の兵器の供給を仰ぐとした要求は、「例ヘバ支那政府所要兵器ノ半数」としており⁽⁵⁰⁾、当時の中国軍が約五〇万人であったことから、一個師団一万人前後として、「兵器同盟策」で要求した約二〇個師団分に近いことが分かる。

対華二十一ヶ条の要求そのものは、満州権益の強化、中国本土における利権の獲得といった中国問題を一举に解決することを狙いとしていたが、兵器同盟の観点からすれば、「兵器同盟策」以上に、武器援助による中国への軍事的影響力の獲得、具体的には先に町田らが提言した経済・兵器同盟による日中の軍事産業の提携強化を狙いとしていた。しかも、兵器の供給数に見られるように、「兵器同盟策」の対露軍備構想の流れを汲むものであり、対華二十一ヶ条の要求も中国に対してロシアを仮想敵とした攻守同

盟の締結を求めたものといえる。

兵器同盟が盛り込まれた対華二十一ヶ条の要求に対し、大正四年二月に中国政府から対案という形で回答が示された。中国側は、まず、第三号の漢治萍煤鉄公司に関しては、将来において日中合弁という合意が民間でなされた場合にはこれを妨げないとする交換公文形式の扱いにし、第五号の四の兵器同盟に関しては、直接の対案を示さず、中国の外交総長声明案として、他日、適当な機会に中国から武官を派遣して、直接、兵器購入あるいは合弁兵器廠の設立に関して協議すると婉曲的な拒否の姿勢を示してき⁽⁵¹⁾た。

中国政府のこのような回答に対して、日本側は四月に修正案を提示した。日本側はそのなかで、漢治萍煤鉄公司の日中合弁に関しては、「将来」の文言を外し、民間で合意された場合という条件を受け入れた。また、兵器同盟に関しては、外交総長声明案をそのまま受け入れて妥協していった。そして、結局、五月に確定した最終案では、漢治萍煤鉄公司に関しては交換公文とし、兵器同盟に関しては、本交渉と引き離して、後日改めて協議するということになつた⁽⁵²⁾。

この結果、「兵器同盟策」によつて萌芽した陸軍の武器輸出政策は、外交政策として取り上げられながらも、中国との交渉において挫折する結果となつた。この兵器同盟を含む第五号の削除は、外務省側が第五号に関して、切実な関心を持たなかつたこと

によるとの指摘がある⁽⁵³⁾。しかし、同時に、日本に対する警戒感が中国側に根強くあつたことを無視することができない。日本との兵器同盟に對して、中国側は陸軍部が最も強硬に反対しており、その中心は、當時、總長職にあつた段祺瑞であつた。その理由は、兵器の統一や供給といったことに関しては、元来、外国の干渉に委ねるべきことではなく、しかも、万一、兵器の供給国と戦火を交えることにでもなれば、決定的に不利となる。したがつて、何としてでもこれを拒否しなければならないというものであつた⁽⁵⁴⁾。

日本陸軍も明治の建軍以来、武器輸入に依存する軍備から脱却することを目指して、「兵器独立」を目標に兵器の研究を続けていた。普仏戦争の観戦から帰国した大山巖が「兵器の独立なくして、國家の独立なし」と唱えたように、「兵器独立」は国家の安全保障を左右するものである⁽⁵⁵⁾。ましてや中国軍が日本と交戦することを想定しているのであれば、日本の兵器で統一されることを避けようとするのは当然のことであつた。しかも、兵器同盟は單なる兵器援助ではなく、中国に対する軍事的影響力の確保を目的としており、背後には、対露攻守同盟が隠されていた。特に、対露攻守同盟によつて日露戦が勃発した場合に、日本の戦力不足を補うことを余儀なくされる事態が生じると懸念されるものであれば、これを強硬に拒否することは当然のことであつた。日本の兵器同盟が対露攻守同盟を内包していることを段が看破していたか

盟の締結を求めたものといえる。

兵器同盟が盛り込まれた対華二十一ヶ条の要求に対し、大正四年二月に中国政府から対案という形で回答が示された。中国側は、まず、第三号の漢冶萍煤鉄公司に関する対案では、将来において日中合弁という合意が民間でなされた場合にはこれを妨げないとする交換公文形式の扱いにし、第五号の四の兵器同盟に関する対案では、直接の対案を示さず、中国の外交總長声明案として、他日、適当な機会に中国から武官を派遣して、直接、兵器購入あるいは合弁兵器廠の設立に関して協議すると婉曲的な拒否の姿勢を示してき⁽⁵¹⁾た。

中国政府のこのような回答に対して、日本側は四月に修正案を提示した。日本側はそのなかで、漢冶萍煤鉄公司の日中合弁に関しては、「将来」の文言を外し、民間で合意された場合という条件を受け入れた。また、兵器同盟に関しては、外交總長声明案をそのまま受け入れて妥協していく。そして、結局、五月に確定した最終案では、漢冶萍煤鉄公司に関しては交換公文とし、兵器同盟に関しては、本交渉と引き離して、後日改めて協議するということになつた。⁽⁵²⁾

この結果、「兵器同盟策」によつて萌芽した陸軍の武器輸出政策は、外交政策として取り上げられながらも、中国との交渉において挫折する結果となつた。この兵器同盟を含む第五号の削除は、外務省側が第五号に関して、切実な関心を持たなかつたこと

によるとの指摘がある⁽⁵³⁾。しかし、同時に、日本に対する警戒感が中国側に根強くあつたことを無視することができない。日本との兵器同盟に対する対応で、中国側は陸軍部が最も強硬に反対しており、その中心は、当時、總長職にあつた段祺瑞であつた。その理由は、兵器の統一や供給といったことに関しては、元来、外国の干渉に委ねるべきことではなく、しかも、万一、兵器の供給国となる戦火を交えることにでもなれば、決定的に不利となる。したがつて、何としてでもこれを拒否しなければならないというものであつた。⁽⁵⁴⁾

日本陸軍も明治の建軍以来、武器輸入に依存する軍備から脱却することを目指して、「兵器独立」を目標に兵器の研究を続けていた。普仏戦争の観戦から帰国した大山巖が「兵器の独立なくして、国家の独立なし」と唱えたように、「兵器独立」は国家の安全保障を左右するものである⁽⁵⁵⁾。ましてや中国軍が日本と交戦することを想定しているのであれば、日本の兵器で統一されることを避けようとするのは当然のことであつた。しかも、兵器同盟は單なる兵器援助ではなく、中国に対する軍事的影響力の確保を目的としており、背後には、対露攻守同盟が隠されていた。特に、対露攻守同盟によつて日露戦が勃発した場合に、日本の戦力不足を補うことを余儀なくされる事態が生じると懸念されるものであれば、これを強硬に拒否することは当然のことであつた。日本の兵器同盟が対露攻守同盟を内包していることを段が看破していたか

どうかは別にしても、「兵器同盟」の締結にはロシアに対する脅威認識の合意なくしてはありえなかつたといえる。

おわりに

「兵器同盟策」は、それまでの泰平組合を通じた武器輸出とは異なり、中国に対する軍事的影響力の確保と中国軍による対露軍備の補完を主な狙いとしたものであり、併せてドイツの市場独占を阻止するという意図があつた。このことは、武器輸出が自国の軍事産業の維持を目的とした經濟的理由に代わって、国防・外交政策の要素を強く持つたことを意味している。

こうした転換を生み出した背景は、辛亥革命以降の中国市場の混乱に乗じて武器輸出の独占を意図したこと以上に、革命によつて生じた力の空白、すなわち中国本土への利権獲得の機会が訪れたことであり、ロシアの脅威が増大したことであつた。特に、この二点を比較した場合、陸軍にとつては、この頃、師団増設問題が最大の懸案であつたことから、ロシアの脅威への対処が最優先課題であり、「兵器同盟策」は中国との対露攻守同盟を最終の目的としていたと見ることができる。そして、第一次世界大戦の勃発によって再び力の空白が生じ、この「兵器同盟策」の対中構想は、対華二十一ヶ条の要求に盛り込まれ、国防・外交政策となつていつた。それは欧米の勢力に代わり、日中同盟を軸とした「東洋平和の霸權」、すなわち、東アジアの安全保障体制を確立する

ことを目指したものであつた。しかし、こうした対中構想は中国の拒否にあつて挫折した。それでも、この構想は日中問題の懸案として生き続け、大正七年の日華共同防敵軍事協定に引き継がれることになる。

註

(1) 志鳥學修「武器移転の研究」（『國際政治』第一〇八号、一九九五年三月）四〇七頁。著者は、武器移転の研究の枠組として、第一に、武器移転当事者に焦点を絞る方法、第二に、武器移転当事者間の相互作用の検証、第三に、國際政治学の理論研究を挙げている。

(2) 芥川哲士の論文は、「武器輸出の系譜——泰平組合の誕生まで——」（『軍事史学』通巻第八二号、一九八五年九月）、「武器輸出の系譜（承前）——第一次世界大戦の勃発まで——」（『軍事史学』通巻第八四号、一九八六年三月）、「武器輸出の系譜（承前）——第一次世界大戦期の武器輸出——」（『軍事史学』通巻第八八号、一九八七年三月）、「武器輸出の系譜——第一次世界大戦期の武器輸出（下）——」（『軍事史学』通巻第八九号、一九八七年六月）、「武器輸出の系譜——第一次世界大戦期の武器輸出と帝国議会——」（『軍事史学』通巻第九二号、一九八八年三月）、「武器輸出の系譜——第一次世界大戦期の武器輸出と帝国議会——」（『軍事史学』通巻第九三号、一九八九年三月）。

第一次世界大戦期の中国向け輸出——（『軍事史学』通巻第一一〇号、一九九二年九月）がある。このほか、我が国における武器移転に関する研究は、志鳥論文（前掲）を含め『國際政治』第一一〇八号に九本掲載されているほか、佐藤丙午「アメリカの武器輸出政策 冷戦の『戦後処理』に見るクリントン政権の対応」（『防衛研究所紀要』第三卷第一号、二〇〇〇年八月）などがあるが、これらはいずれも第二次世界大戦後の武器の移転・拡散を扱つたものである。また、このなかで日本を対象としたものに、櫻井明巧「日本の武器禁輸政策」（前掲『國際政治』）がある。

(3) 「帝国中華民国兵器同盟策」（外務省編『日本外交文書 大正三年 第二冊』〔外務省、一九六五年〕）八六五頁。

(4) 本稿では、武器移転、武器輸出、武器援助の概念を次のように区別した。武器移転とは、「国家やその他の国際行為体の領域を越えて、武器や武器技術にかかる所有権・使用権が移転する諸現象全般」を指し、武器輸出は、「直接戦闘の用に供する装備品である武器を海外に売却すること」をいい、武器援助は、同盟国などに対して「各種の武器を有償・無償供与のかたちで援助すること」をいう（川田侃・大畠英樹編『國際政治 経済辞典』〔東京書籍、一九九三年〕五五三～五五五頁）。したがつて、武器輸出は、その形態、目的によつては武器援助に含まれるものとして扱つた。

（5）前掲「武器輸出の系譜——泰平組合の誕生まで——」四〇～四三頁。

(6) 同右、四六頁。

(7) 日露戦争期を通じた両工廠の生産力の伸びを見ると、東京砲兵工廠の場合、小銃の月産は、開戦前が六五〇〇挺であつたに対し、三十八年には一万三〇〇〇挺にまで達していた。また、大阪砲兵工廠の場合は、十サンチ半速射カノン砲が開戦前には二門であつたものが、三十八年には二十四門となり、拡張工事完成時には六二門を予定していた（同右、六三頁）。

(8) 同右、四九～五一頁。

(9) 「兵器売込方二関シ契約書提出ノ件」（陸軍省「明治四十一 年七月八月密大日記」〔防衛研究所図書館所蔵〕）。

(10) 同右。

(11) 「清國へ兵器売込二関スル件」（陸軍省「明治四十一年九月十月密大日記」〔防衛研究所図書館所蔵〕）。

(12) 池田憲隆「日露戦争後における陸軍と兵器生産」（『土地制度史学』第一一四号、一九八七年一月）四一頁。

(13) 前掲「武器輸出の系譜（承前）——第一次世界大戦の勃発まで——」二六頁。なお、武器輸出が衰退した理由について、「第三十七回帝國議会衆議院予算委員会議録（速記）第五回」には、武器の善悪でもなく、価格でもなく、「其他ノ側ニ於テ随分今日マデ競争負ケヲシタ点」とある（片岡英三『帝國議会

衆議院委員会議録』〔臨川書店、一九八一年〕八二～八三頁)。

(14) 「日本ヨリ兵器彈薬ヲ購入シタシト廢昌ヨリ青木少將ニ依頼アリシ件」(外務省編『日本外交文書 清國事變「辛亥革命」』)〔日本國際連合協会、一九六一年〕一三四～一三五頁。

(15) 「清國革命對策に關する内田外相訓令」(外務省編『日本外交年表並主要文書「上」』)〔原書房、一九七八年〕三五三頁。

(16) 同右。

(17) 「泰平組合代理店北京大倉洋行ト大清國陸軍部間ノ兵器賣込契約」(同右)一八三～一四〇頁。

(18) 野村乙二郎『近代日本政治外交史の研究——日露戰後から第一次東方會議まで——』(刀水書房、一九八二年)一五頁。

(19) 「兵器拝下ノ件」明治四十四年十月二十八日付(陸軍省「明治四十四年密大日記」〔防衛研究所図書館所蔵〕)。

(20) 前掲「武器輸出の系譜(承前)——第一次世界大戰の勃発まで——」三九頁。

(21) 白井勝美『日本と中国——大正時代——』(原書房、一九七二年)二頁。

(22) 清朝政府に対する態度については、「對清政策に關する件」(前掲『日本外交年表並主要文書「上」』)三五六頁。ま

た、革命軍に対しては、同右、五頁。

(23) 前掲『近代日本政治外交史の研究』一四頁。

(24) 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』(東京大学出版会、一九七八年)九四～九五頁。

(25) 同右、九四頁。由比については、上原勇作関係文書研究会編『上原勇作関係文書』(東京大学出版会、一九七六年)五七八頁、本城については、同四五四頁。

(26) 前掲『近代日本政治外交史の研究』一五頁。

(27) 前掲「武器輸出の系譜(承前)——第一次世界大戰の勃発まで——」三三～三四頁。

(28) 前掲『近代日本政治外交史の研究』一五頁。

(29) 前掲「武器輸出の系譜(承前)——第一次世界大戰の勃発まで——」三二頁。

(30) 前掲『日本陸軍と大陸政策』九八～九九頁。対袁援助の考えは、山県有朋によつて提唱された。

(31) 同右、一〇〇頁。

(32) 前掲「帝國中華民國兵器同盟策」八六五～八六七頁。

(33) 同右、八六七～八七四頁。

(34) 漢陽兵器製造所は一八九〇年に設立された漢陽槍砲廠の後身で、当初はドイツ製の銃砲を製造していた。以後、逐次、規模を拡大し、辛亥革命後は上海、德州の兵器工廠とともに中華民国の三大工廠とされた。また、漢治萍煤鐵公司は一八九〇年に

設立された官営の漢陽鉄政局の後身で、一九〇八年に大冶鉄山と萍鄉炭鉱を合併して中国最大の製鉄会社となつた（前掲「武器輸出の系譜——第一次世界大戦期の中国向け輸出——」六〇六一頁）。

(35) 同右、六〇、六二二頁。

(36) この端的な例として、使用している用語に違があることを挙げることができる。例えば、第一案、第二案は中華民国政府を指す用語として支那政府を用い、第三案では民国政府を用いている。

(37) 前掲『日本と中国』一三〇一五頁。

(38) 前掲『日本陸軍と大陸政策』九一〇九二二頁。

(39) 同右、一二六頁。

(40) 同右及び前掲『上原勇作関係文書』一九四〇一九五頁。

(41) 黒野耐『帝国国防方針の研究——陸海軍国防思想の展開と特徴——』（総和社、一九〇〇年）一一三頁。

(42) 同右、一五二頁。

(43) 同右。

(44) 前掲「帝国中華民国兵器同盟策」八六五頁。

(45) 前掲『日本陸軍と大陸政策』一六三頁。同書によれば、大戦当初における対中政策の担い手は、かつての積極派を形成した陸軍などではなく、協調政策をとつていた外務省であり、外務省も欧米の後退という事態にあつて積極化したとある。

(46) 「歐洲大戦ニ当リ我が中國ニ於イテ獲得スペキ事項ニ関スル意見」（前掲『日本外交文書 大正三年第二冊』九二一〇九二五頁）。

(47) 前掲『日本陸軍と大陸政策』一六七〇一六九頁。

(48) 長岡新次郎「対華二十一ヶ条要求条項の決定とその背景」（『日本歴史』第一四四号、一九六〇年六月）八〇頁。

(49) 同右、七六〇七九頁、松本忠雄『日支新交渉に依る帝國の利權』（清水書店、一九二一年）二〇三〇二〇五頁。

(50) 前掲「対華二十一ヶ条要求条項の決定とその背景」七九頁。

(51) 前掲『日支新交渉に依る帝國の利權』二〇七、二一〇頁。

(52) 同右、二一五頁。

(53) 前掲『日本陸軍と大陸政策』一七三二頁。

(54) 前掲『日本と中国』一三〇一五頁。

(55) 拙稿「日本陸軍の軍事技術戦略と軍備構想について——第一次世界大戦後を中心として——」（『防衛研究所紀要』第三卷第一二号、一九〇〇年十一月）九二頁。